

生駒市条例第 4 4 号

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 4 年 1 2 月 1 3 日

生駒市長 山下 真

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

生駒市議会委員会条例（昭和 4 6 年 1 1 月生駒市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管）」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第 5 条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 7 2 号）附則第 1 条ただし書の政令で定める日から施行する。